

# 武力攻撃やテロなどから身を守るために 国民保護ってなんだろう

## 国民保護とは

外国からの武力攻撃や大規模テロなどから、国民の生命・身体・財産を守るための仕組みです。万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、市民の皆さんの「避難」や「救援」、「武力攻撃災害への対処」などの国民保護措置を実施します（下の図参照）。本市では、国民保護法の規定に基づき、平成19年2月に宇都宮市国民保護計画を作成しました。

## 避難

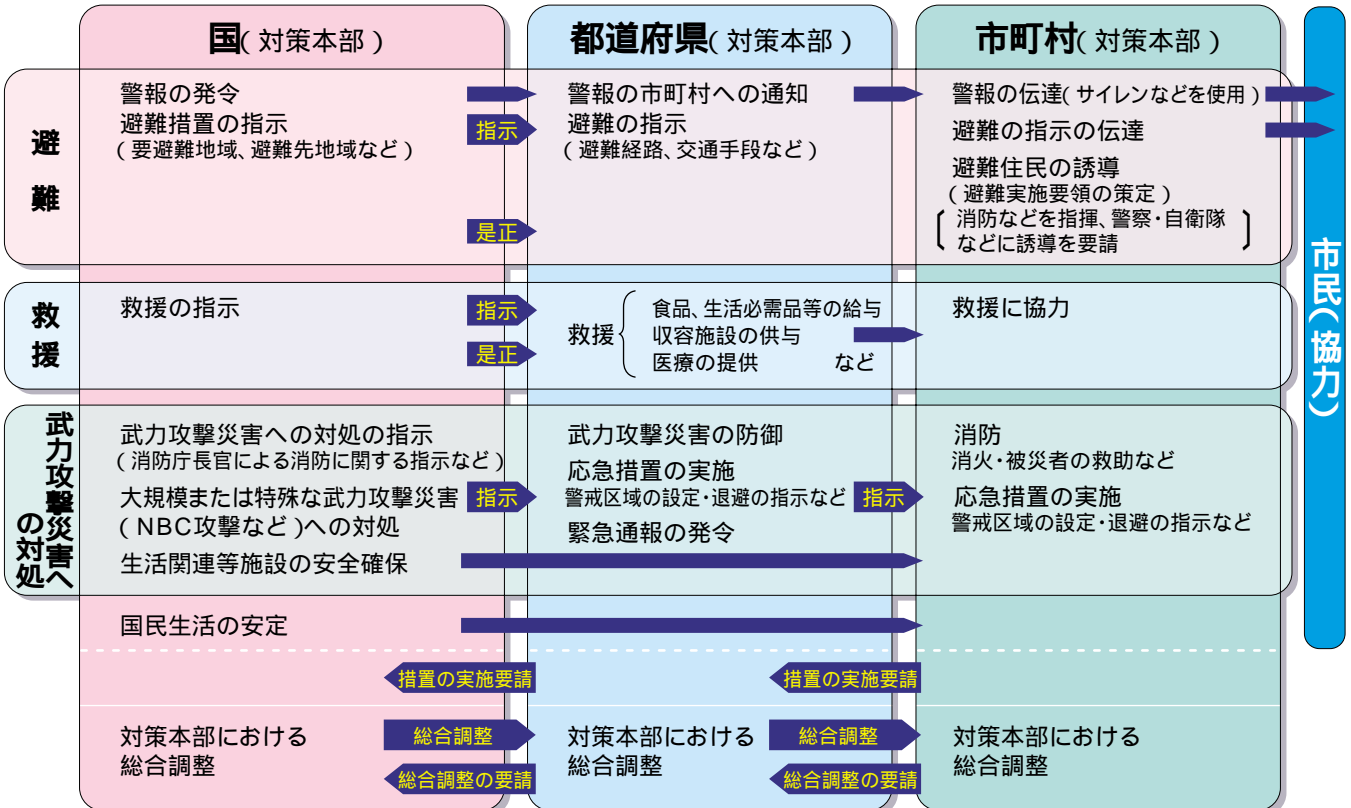
日本に対する武力攻撃が迫ったとき、国は、情報を把握し、国民に警報を発令します。また、避難の必要があると認められた場合は、知事に避難措置の実施を指示します。知事は、市町村長を経由して、市民への避難の指示をします。市町村長は、消防などを指揮し、避難住民の誘導をします。

## 救援

救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日

## 国民保護の仕組み

国民保護のための措置は、「避難」「救援」「武力攻撃災害への対処」の3つから構成されます。



指定公共機関 放送事業者による警報などの放送 日本赤十字社による救援への協力  
指定地方公共機関 運送事業者による避難住民の運送・緊急物資の運送 電気・ガスなどの安定的な供給

国、地方公共団体、指定公共機関などが相互に連携

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料  
HP ホームページ、☑ Eメールアドレス

毎月1日は「もったいないの日」 ~日々の行動を振り返ろう~ 本市では、地球上にあるすべてのものに、尊敬と感謝の気持ちを持ち、ひとやものを大切に「もったいない運動」を進めています。日々、実践している行動をさらなる行動、実践につなげるために、月の初めに先月までの行動を振り返り、今月の行動・実践につなげましょう。 環境政策課 (632)2417

## 国民保護計画が対象とする事態

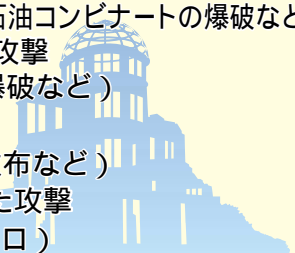
### 武力攻撃事態

- 弾道ミサイルによる攻撃
- 航空機による攻撃
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- 着上陸侵攻



### 緊急対処事態

- 危険物質を有する施設への攻撃（原子力事業所などの破壊、石油コンビナートの爆破など）
- 大規模集客施設などへの攻撃（ターミナル駅や列車の爆破など）
- 大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌やサリンの大量散布など）
- 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機などによる自爆テロ）



国民保護措置の実施に関しては、皆さんに以下のようなご協力をお願いすることがあります

- 市民の避難や被災者の救援の援助
- 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助などの援助

- 保健衛生の確保に関する措置（衛生広報パンフレットの配布など）の援助
- 避難訓練への参加

このような協力は、市民の皆さんの自発的な意思に委ねられるものです。

### 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と県、市町村が協力して、必要な措置を行います。生活関連等施設（鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立ち入り制限など。

本赤十字社などが力を合わせて実施します。収容施設の設置や、食品・飲料水、生活必需品、医薬品などの提供。行方不明者や家族と離ればなれになった人のために、安否情報の収集と照会に対する回答。

### 国民保護共同 図上訓練を実施

国・県・市では、10月26日に、JR宇都宮駅でサリンが散布されたとの想定のもと、関係機関の対応能力の向上や連携強化を目的に、国民保護共同図上訓練を実施しました。市では、このような訓練などを通じ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるように取り組んでいきます。危機管理課（632）2052

危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造の禁止・制限など。警戒区域の設定。消火、救急、救助の活動

## 警報が発令された場合に皆さんに直ちにとっていただきたい行動

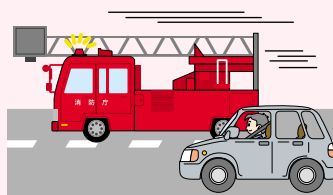
### 屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉める。
- ガス、水道、換気扇を止める。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。



### 屋外にいる場合

- 近隣の丈夫な建物など、屋内に避難する。
- 自動車を運転中の場合は、道路外の場所に車両を止める。やむを得ず道路に止める場合は、道路の左側端に沿って止め、緊急通行車両の通行の妨害とならないようする。



## 避難の指示が出されたら

行政機関から避難の指示（屋内への避難、近隣の避難施設への避難、市町村や県の区域を越えた遠方への避難など）が出された場合には、指示に従って落ち着いて行動してください。

### 自宅から避難する場合の留意点

- ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持つ。
- 運転免許証など、身分を証明できるものを携行する。
- 家の戸締まりをする。
- 近所の人に声を掛ける。
- 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い適切に避難する。



被害者支援センターとちぎ 同センターは、犯罪などの被害者やその家族・遺族に対して、さまざまな支援を行っています。今年7月に犯罪被害者等早期援助団体として指定を受け、より能動的な支援活動ができるようになりました。支援内容 電話相談・面接相談、裁判や病院への付き添い支援、被害者グループへの援助など 相談電話 被害者支援センターとちぎ (643)3940、月～金曜日、午前10時～午後4時。生活安心課 (632)2137